

(複写)

(総則)

第1条 甲及び乙は、契約書及びこの条項（以下「契約書」という。）に基づき、別紙仕様書及び図書等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、仕様書等に基づきデジタル複合機・プリンタ及びオプション機器（以下「複合機等」という。）を甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、複合機等が常時正常な状態で稼働するように保守を行い、複合機等に必要な消耗品等（用紙又は仕様書等で別に指定するものを除く。以下同じ。）を円滑に供給することとし、甲は、複写サービス料金を乙に支払うものとする。

3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 この契約書に定める請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(一般的損害等)

第3条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(複合機等及び消耗品等の納入)

第4条 乙は、複合機等及び消耗品等を契約書及び仕様書等で指定された場所（以下「借入場所」という。）へ仕様書等に定める日時までに乙の負担で納入し、使用可能な状態に調整した上、借入期間の開始日（以下「使用開始日」という。）から甲の使用に供しなければならない。

2 甲は、納入に先立ち、又は納入に際して、必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

3 乙は、複合機等及び消耗品等を納入するときは、甲の定める項目を記載した供給完了書を提出しなければならない。

4 乙は、複合機等及び消耗品等を納入する上において当然必要なものは、乙の負担で行うものとする。

(検査)

第5条 甲は、乙から供給完了書の提出があったときは速やかに検査し、その検査に合格したときをもって、乙から複合機等及び消耗品等の引渡しを受けたものとする。

2 乙は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。

3 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 甲は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでの間において、品質等の確認をするための検査を行うことができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

5 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又は毀損した物

件に係る損失は、全て乙の負担とする。

(引換え又は手直し)

第6条 乙は、複合機等及び消耗品等を納入した場合において、その全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した複合機等及び消耗品等を納入しなければならない。この場合においては、前2条の規定を準用する。

(使用開始日の延期等)

第7条 乙は、使用開始日までに複合機等及び消耗品等を納入することができないときは、速やかにその理由、遅延日数等を届出なければならない。

2 乙は、前項の届出をしたときは、甲に対して使用開始日の延期を申し出ることができる。この場合において、甲は、その理由が乙の責に帰することができないものであるときは、相当と認める日数の延長を認めることがある。

(遅延違約金)

第8条 乙の責に帰すべき理由により使用開始日までにこの物件を納入することができない場合において、使用開始日後相当の期間内に複合機等及び消耗品等を納入する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して使用開始日を延期することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、使用開始日の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額(単価契約にあたっては推定総金額(契約書に記載する、契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税等相当額を加算した額)をいう。以下同じ。)に国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項本文に規定する財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。

3 前項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数は算入しない。

(複写サービス料金の支払)

第9条 乙は、複合機等及び消耗品等を甲の担当者が検査した複写枚数に基づき、当該月分の履行に係る複写サービス料金を一括して、翌月以降に甲に請求することができる。ただし、甲が仕様書等において請求時期を別に定めた場合は、この限りでない。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、その請求を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならない。

3 甲は、前項の期限内に複写サービス料金を支払わないときは、乙に対し、支払期限の翌日から支払をした日までの日数に応じて、未払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した金額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として支払うものとする。

(転貸の禁止)

第10条 甲は、複合機等及び消耗品等を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾があったときは、この限りでない。

(公租公課)

第11条 複合機等及び消耗品等に係る公租公課は、乙が負担する。

(複合機等及び消耗品等の管理責任等)

第12条 甲は、複合機等及び消耗品等を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲は、複合機等及び消耗品等を本来の用法によって使用し、かつ、甲の通常の業務の範囲内で使用するものとする。

3 複合機等に故障が生じたときは、甲は、直ちに乙に報告しなければならない。

(複合機等の保守等)

第13条 乙は、常に複合機等の機能を十分に発揮させるため、必要な保守を仕様書等に基づき乙の負担で行わなければならない。

2 乙は、甲から前条第3項の報告を受けたときは、乙の負担で速やかに修理しなければならない。ただし、故障の原因が甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(消耗品等の供給)

第14条 乙は、乙の技術員の点検又は甲の通知に基づき画質維持等のために必要と認めた場合、消耗品等を取り替える。

2 乙の指定する者の巡回又は甲の申出によって予備手持量の不足を知った場合、乙は、当該消耗品等を供給する。

(代替品の提供)

第15条 乙は、複合機等が使用不可能となった場合において、速やかな回復が困難であるときは、甲の業務に支障を来さないよう、この複合機等と同等以上の複合機等を乙の負担で甲の使用に供するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により使用不可能となった場合は、この限りでない。

2 前項の規定により、乙が代替品を提供することとなったときは、第4条及び第5条の規定を準用する。

(複合機等及び消耗品等の返還等)

第16条 甲は、この契約が終了したときは、複合機等及び消耗品等を通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。ただし、乙が認めた場合は、現状のままで返還できるものとする。

2 甲は、複合機等及び消耗品等に投じた有益費又は必要費があっても乙に請求しないものとする。

3 乙は、この契約が終了したときは、速やかに複合機等及び消耗品等を撤去するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

4 甲は、前項の撤去に際して必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

5 甲は、乙が正当な理由なく、相当期間内に複合機等を撤去せず、又は借入場所の原状回復を行わないときは、乙に代わって複合機等を処分し、又は借入場所の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第17条 乙は、複合機等及び消耗品等の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約不適合がある場合は、特別の定めのない限り、借入期間中、補修、引換え、補足又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責を負うものとする。

(所有権の表示)

第18条 乙は、この複合機等に所有権の表示をするものとする。

(複合機等の原状変更)

第19条 甲は、次に掲げる行為をするときは、事前に乙の承諾を得るものとする。

(1) 複合機等に装置、部品、付属品等を付着し、又は複合機等からそれらを取り外すとき。

(2) 複合機等を他の物件に付着するとき。

(3) 複合機等に付着した表示を取り外すとき。

(4) 複合機等の借入場所を他へ移動するとき。

(使用不能による契約の終了)

第20条 複合機等及び消耗品等が、契約期間中に天災事変その他不可抗力によって、滅失又は毀損して使用不能となった場合において、第15条に基づく代替品の提供が不可能であるときは、この契約は終了したものとみなす。

(契約内容の変更等)

第21条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は複合機等及び消耗品等の納入を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲と乙とが協議して定める。

(甲の催告による解除権)

第22条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができるものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である

ときは、この限りでない。

(1) 乙が使用開始日までに複合機等の納入を完了しないとき、又は完了する見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

(甲の催告によらない解除権)

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反し、請負代金債権を譲渡したとき。

(2) この契約の目的を達成することができないことが明らかであるとき。

(3) 乙がこの契約の目的達成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 乙又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(7) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(8) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当すると判明したとき。

(9) 乙の責めに帰すべき理由によりこの複合機等が滅失又は毀損し、使用不可能となったとき。

(10) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条 第22条及び前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(協議解除)

第25条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(乙の催告による解除権)

第26条 乙は、甲がこの契約内容に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第27条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第21条の規定により、甲が複合機等及び消耗品等の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が相当の期間に及ぶとき。

(2) 第21条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が、当初の2分の1以下に減少することとなるとき。

(3) 甲の責に帰すべき理由により複合機等及び消耗品等が滅失又は毀損し、使用不可能となったとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第28条 第26条又は前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の損害賠償請求等)

第29条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 契約期間内に目的を達成することができないとき。

(2) 第 33 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合の他、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 22 条又は第 23 条の規定により契約の目的の達成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 契約の目的の達成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 前 2 項各号に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

4 第 2 項の場合（第 22 条の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

5 前項の場合であって、乙が契約保証金の納付をしていないときは契約金額の 10 分の 1 相当額を、又は納付した契約保証金の額が契約金額の 10 分の 1 に充たないときは、その不足額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した指定部分及び検査に合格した既済部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

（乙の損害賠償請求等）

第 30 条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときはこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第 26 条又は第 27 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（契約解除等に伴う措置）

第 31 条 第 22 条、第 23 条、第 25 条から第 27 条の規定によりこの契約が解除された場合において、既に履行された部分があるときは、甲は、当該履行部分に対する複写サービス料相当額を支払うものとする。

2 前項による場合の複合機等の返還については、第 16 条の規定を準用する。

（相殺）

第 32 条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する複写サービス料の請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（暴力団等排除）

第 33 条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は直ちに契約を解除するものとする。

(1) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である場合又は暴力団員等が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。

(2) 役員等（乙が個人である場合にはその者を乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が自己、自社若しくは第三者の利益を図るため、又は、第三者に損害を加えるため暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び前号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用したと認められるとき。

(3) 暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。

(4) 暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

(5) 下請契約、資材・原材料の購入契約、その他の契約にあたり、その契約相手方が前各号のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

(6) 千代田区契約関係暴力団等排除要綱（平成 23 年 8 月 26 日 23 千政契担発第 71 号。以下「要

綱」という。)第4条に基づく勧告を受けた日から1年以内に再度勧告を受けたとき。

(7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じて、甲は一切賠償の責めを負わない。

3 乙は、この契約の履行にあたり要綱第3条に基づく入札参加除外を受けている者にこの契約の下請負(二次以降の下請負を含む。以下同じ。)をさせ又は委託を行ってはならない。また、乙は、この契約の下請負をし又は受託をした者(以下「下請負人等」という。)が契約履行期間中に入札参加除外を受けた場合は、速やかに下請負人等との契約の解除をしなければならない。

4 第1項各号に該当する疑義が乙に生じた場合は、甲は警視庁と該当の有無について情報の交換を行うことができる。

5 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等又はその関係者から履行妨害又は下請参入の要求等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに甲への通報及び警視庁への届出を行わなければならない。また、乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに甲への通報及び警視庁への届出を行うよう指導しなければならない。これらを怠った場合には、甲は乙を指名停止とすることができる。

6 乙は、前項の規定による通報及び届出により、甲が行う調査及び警察が行う捜査に協力しなければならない。

(電子契約の効力)

第34条 電子契約において契約を締結する場合は、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に記載された契約締結日から効力を有するものとする。

(疑義の決定等)

第35条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。